「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」と「仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」の比較

【改正前】市民公益活動促進条例		【改正後】協働まちづくり推進条例		改正の視点(意義)
目的	市民公益活動の促進及び市民活動サポートセン ターの設置 ⇒個性と魅力ある都市の創造	目的	協働によるまちづくりの推進 ⇒豊かで活力ある地域社会の実現	時代の変化に対応し、本市の目指すまちづくり を実現するために、「市民活動の促進」から「多 様な主体の協働によるまちづくりの推進」を目 的と位置付ける
定義	「市民公益活動」を定義	定義	「市民活動」に加え、「市民協働」を新たに定義	多様な主体による協働を目指し、新たに「市民 協働」を定義する
基本理念	市民公益活動を行う者、事業者、市が市民公益活動の社会的意義を理解するとともに、それぞれの役割に配慮し、良好な協働関係を構築する ⇒市民公益活動の活力をより高める	協働の 基本理念	多様な主体がそれぞれの持つ力を発揮するとともに、互いの力を引き出し、相乗効果を高めながら、 多様な課題解決に向けて創意工夫を続けていく ⇒持続可能なまちづくりの実現	条例の制定目的「協働によるまちづくり」に合わせて、協働の基本理念を定める
市民公益活動を 行う者の責務 事業者の協力	市民公益活動の社会的責任を自覚し、活動内容を広く知らせる 市民公益活動の意義を理解し、その促進に協力する	市民の 役割	自らがまちづくりの担い手であることを認識し、 協働の必要性を理解し、地域の課題解決や魅力の 向上に努める	「市民」と「市」が、協働の基本理念を実現するために、それぞれが果たすべき役割を定める
市の責務	市民公益活動の促進に関する施策を策定し、実施する	市の役割	・市民活動を促進するとともに、多様な主体間の 連携を図り、協働によるまちづくりを推進する・職員に対して、研修等の機会を設け、市民活動・ 市民協働の理解の促進を図る	
基本方針	市民公益活動促進を総合的かつ計画的に実施するための基本方針(基本指針・基本施策)を定める	基本方針	協働によるまちづくりの推進を総合的かつ計画的 に実施するために基本方針(基本的な考え方・基 本施策)を定める	協働によるまちづくりの推進に関する施策を具体化し、実効性を高めるために、基本方針を定める
基本施策	市民公益活動の促進に関する施策 (活動の場の整備、連携・交流の推進、情報収集・ 提供、人材育成、活動資金、保険制度、施策への 市民参加の推進等)	基本施策	協働の基本理念を実現するための施策 ・市民活動の促進及び市民協働の推進 ・政策形成過程への市民の参画の推進 ・多様な主体による活動の促進	協働の基本理念の実現のために、基本的な施策 を具体的に定める
市民公益活動促 進委員会	基本方針、市民公益活動の促進に関し必要な事項 を調査審議する	協働まちづく り推進委員会		現行の附属機関を発展的に引き継ぎ、多様な主 体による協働の推進について審議する
		議会への報告	協働によるまちづくりの推進に関する市の施策の 実施状況を適宜、議会へ報告する。	議会への報告について定める
市民活動サポー トセンター	・市民公益活動の拠点施設、多様な主体の交流の場として設置・市民公益活動の促進に関する事業の実施⇒市民公益活動の促進	市民活動サポートセンター	・市民活動の拠点施設、多様な主体の交流の場として設置・市民活動の促進及び協働の推進に関する事業の実施⇒協働によるまちづくりを推進	新たな機能(協働の推進に関する事業)を加え、 協働によるまちづくりに資する施設とする